

暫定議題
 第 21 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
 2014 年 10 月 13-16 日
 ニュージーランド、オークランド

1. 開会
 - 1.1. 第 21 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは会合の公式記録の中に含まれるものである。電子的コピーを会合前に事務局に提出されたい。

 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動に関して報告する。会合参加者は報告書を事前に読んでいるものと見なされ、この議題項目は、主に当該報告書に対するコメント及び質問に当てられる。
3. 財政及び運営

事務局長が 2014 年修正予算及び 2015 年予算案の概略を説明する。予算及びその他運営上の事項にかかる詳細な検討は、財政運営委員会に付託され、勧告予算とともに拡大委員会 (EC) に答申される。

 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、会合前に、遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレートを使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとなっている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読んでおくことが期待されており、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目は、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論のために当てられるものである。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーが特別なプロジェクトについて報告するために設けられたものである。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。
5. 遵守委員会からの報告

遵守委員長が、2014 年 10 月 9-11 日に開催された第 9 回遵守委員会会合の報告書について説明する。遵守委員会 (CC) は、勧告や決議案についての検討を EC に対して求める可能性がある。
6. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会 (ESC) 議長が ESC の 9 月会合の報告書を説明する。ESC 会合は、SBT の全面的な資源評価を行う予定である。また、ESC は、資源評価、管理方式 (MP) による勧告及び MP における例外的状況の有無に対する未考慮漁獲死亡量の影響について議論する予定である。ESC 報告書の説明に続いて質疑応答が行われる。

7. 総漁獲可能量及びその配分

7.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量

国別配分量に帰属する SBT 漁獲量は、メンバー/CNM の国別配分量に対して計上される SBT 漁獲量の一部である。現在、各メンバー/CNM は、国別配分量に帰属する SBT 漁獲量について、それぞれ異なる定義を有している。考慮されていない全ての漁獲死亡要因に関する不確実性を認識し、CCSBT20 は、CC に対し、全ての死亡要因を含ませることの重要性を考慮した「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の共通の定義を策定するよう要請するとともに、メンバーに対し、2015 年からの共通の定義の導入に関するスケジュールを約束するよう要請した。この議題項目は、2015 年にその導入を開始できるよう、国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義について合意するための議題である。

7.2. TAC の決定

CCSBT20 において、CCSBT は、CCSBT 管理方式による勧告に従って、2015-2017 年の TAC を毎年 14,647 トンと設定した。また、CCSBT20 は、ESC からの助言及び特定されたその他の情報の検討を踏まえ、CCSBT21 において、2016-2017 年の TAC を確認することに合意した。また、EC は、2015 年の TAC の変更が必要となるような例外的状況が存在するかどうかについて確認する必要がある。

7.3. 調査死亡枠

CCSBT20 において、EC は、2015 年から、MP による勧告 TAC の中に調査死亡枠として 10 トンの配分を含めることに合意した。この議題項目は、メンバーに対し、2015 年の各国の調査活動のための調査死亡枠の承認を求める機会を提供するものである。

7.4. TAC の配分

メンバー及び協力的非加盟国の TAC 配分量の算定方法は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議において規定されている。CCSBT20 報告書パラグラフ 77 は、2016-2017 年の TAC が 14,647 トンとして確認されることを前提に、そのうち 10 トンが調査死亡枠として配分されることに留意しつつ、またいずれかのメンバーのノミナル漁獲量を変更する EC の決定がなされないことを前提に置いた上で、2015-2017 年の TAC のメンバー及び CNM の国別配分量を明記した。

CCSBT20 において、インドネシアは、その国別配分量を再評価し、沿岸零細漁船のためにおよそ 300 トンを追加的に配分するよう要請した。CCSBT20 報告書によれば、インドネシアに関する CCSBT 品質保証レビューが完了した時点で、EC によりインドネシアの配分量が再評価されることとされている。

8. CCSBT パフォーマンス・レビュー

2013 年 10 月、CCSBT20 は、CCSBT の独立パフォーマンス・レビューが 2014 年に実施されることに合意した。独立パフォーマンス・レビュー議長がパフォーマンス・レビューの報告を行う。報告書の説明に続いて質疑応答の機会が設けられる予定である。EC は、パフォーマンス・レビューによる勧告の実施に向けた対応について検討する予定である。

9. CCSBT 戦略計画の実施

9.1. 2014 年の行動計画

CCSBT 戦略計画は、2010 年から 2014 年の期間の行動計画を含んでいる。2014 年の行動計画の中の事項の多くは完了済みか、優先度が低いものとして先送りされているか、又は現在実施中の事項については他の CCSBT 会合又はこの議題のいずれかの項目で対応される。対応がなされていない項目は以下のとおりであり、その（行動計画における）優先度は括弧内のとおりである。

9.1.1. 旗国／漁業主体の漁獲能力の自己評価（優先度：低い）

CCSBT19 は、SBT の TAC の国別配分量に関して、SBT を主な漁獲対象とはしていないが SBT に影響を与え得る漁船も含め、メンバー／CNM が各々の漁獲能力の自己評価を行うことについて合意した。また CCSBT19 は、その漁獲能力に関して実施してきた、あるいは実施する予定の全ての行動を報告すること、また可能／適当な場合は、非協力的非加盟国の漁船の過剰漁獲能力による SBT への潜在的脅威に関するコメントを含めることについて合意した。

CCSBT20 においては、ニュージーランドのみが SBT 漁獲能力にかかる自己評価を報告した。オーストラリア、日本、韓国及び台湾は CCSBT21 までに自己評価を提出することを約束した。

9.2. 将来の行動計画

CCSBT 戦略計画における詳細な 5 年間の行動計画は 2014 年に決定される。CCSBT は、戦略計画及びこれに関する行動計画の修正及びアップデートを行うかどうかを検討する必要がある。CCSBT パフォーマンス・レビューの成果は、この検討において重要なものとなる。

10. CCSBT ERS 勧告の改正

オーストラリアは、生態学的関連種に関するミナミマグロ漁業への影響の低減にかかる新たな決議案を EC が検討するよう求める予定である。

11. 協力的非加盟国

協力的非加盟国の地位の設立のための決議は、拡大委員会との約束に対するパフォーマンスに基づき、その地位の継続について毎年レビューを行うよう求めている。検討される 3 つの協力的非加盟国は、フィリピン、南アフリカ及び欧州連合である。

12. 非加盟国との関係

この議題項目は、特定の国に関する課題について議論を行うものである。CCSBT18¹における議論に従い、メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報をサポートする背景情報とともに、事務局長に対して、遅くとも会合の 6 週間前までにこれを通報しなければならない。

CCSBT20 は、中国と関与する努力の継続が極めて重要であることに合意した。日本は、2013 年 12 月の WCPFC 会合の合間に中国と会合を持ち、CCSBT 回章#2014/004 において会合結果の要約が回章された。拡大委員会は、中国との関与に関する次のステップについての検討を望むであろう。

13. Kobe プロセス勧告の評価

Kobe3 は、RFMO の行動が求められる Kobe プロセス勧告にかかるメンバーのレビューに焦点を当てた常設の議題項目を今後の年次会合に設けることを勧告し、CCSBT18 はこれに合意した。この議題項目には、COFI の合間に開催された RFMO 代表者会合に関する更新情報が含まれる。

¹ CCSBT18 における決定（パラグラフ 41 の最後のボツ）は、事務局から勧告したプロセスを実施するというものである。かかるプロセスは、CCSBT-EC/1110/13 のセクション 11.2 に記載されており、この議題項目に注釈に記載した通報手段を規定している。

14. 他の機関との活動

他のRFMOとの協力関係を改善するため、CCSBTのメンバーは、関心のあるRFMO²の会合においてCCSBTオブザーバーとなり、これらのメンバーは関連事項についてCCSBTに報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する
 - 2015年のCCSBT以外の会合におけるCCSBTオブザーバーについて合意する
- また、メンバーは、他のRFMOとの強調の機会を注視し、そうした機会があればCCSBT19報告書パラグラフ62に従ってECに勧告することが期待されている。

15. データ及び文書の機密性

15.1. 2014年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、会合報告書及びCCSBT21に関連する会合のために作成された全ての文書について、非公表とすべきかどうかについて検討するものである³。

16. 2015年の会合

以下の2015年の会合について、日程、時期、期間及び内容を検討する必要がある。

生態学的関連種作業部会 (ERSWG)

- 第10回ERSWG会合は、次回会合を2015年3月に開催することを勧告した。会合は日本の東京で開催予定である。

拡大科学委員会 (ESC)

- ESCは、2015年のESC会合の期間、及びESC会合の前に技術作業部会会合の開催が必要かどうかについて勧告する予定である。当該会合の日程は2015年8月31日から9月5日として暫定的に合意されており、回章#2014/023により報告された。

遵守委員会及び委員会年次会合

- 当該会合の日程は、それぞれ2015年10月8-10日、2015年10月12-15日として暫定的に合意されており、回章#2014/023により報告された。

また、2015年中に他の会合の開催が必要かどうかについて、会合の時期及び期間とともに検討する必要がある。

17. CCSBT第22回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

18. その他の事項

19. 閉会

19.1. 報告書の採択

19.2. 閉会

² WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT及びIATTCにおいて、韓国、オーストラリア、インドネシア、日本及び台湾がそれぞれ（CCSBTの）オブザーバーとして参加した。

³ 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT21に関連する会合の報告書はCCSBT21後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT21後に公表される。